

山口市上下水道事業建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用基準

山口市上下水道事業管理者発注の建設工事における山口市上下水道事業建設工事請負契約約款第25条第5項に係る取扱いについては、山口市建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用基準に係る取扱いについての例による。この場合において、「山口市建設工事」とあるのは、「山口市上下水道事業建設工事」と読み替えるものとする。

附 則

この運用基準は、令和4年8月4日以降に山口市上下水道事業建設工事請負契約約款第25条第5項に係る請求が行われたものから適用する。

ただし、経過措置として、令和4年6月24日時点で残工期が2か月以上ある工事についても、山口市上下水道事業建設工事請負契約約款第25条第5項に係る請求ができるものとする。